

所得税及び復興特別所得税の確定申告がはじまります

～確定申告は自分で作成してお早めに～

令和2年分の所得税の確定申告が2月16日（火）から下記会場で始まります。期限間近になりますと、大変混雑し、長時間お待ちいただくこともあります。申告書はできるだけ自分で作成し、早めに提出してください。

■申告日時・会場

会場	期間	受付時間
名寄税務署または旭川中税務署	2月16日（火）～3月15日（月）	午前9時～午後5時
町民センター1階 子ども会室	2月16日（火）～3月12日（金）	午前9時～午前11時 午後1時～午後4時

※郵送で提出する場合は、下記宛先に送付してください。（住所記載不要）

旭川中税務署宛（〒078-8507 旭川中税務署内申告書等集中処理担当部署（名寄税務署））

※ e-Tax は従来通り所轄の税務署に送信し、添付資料等は旭川中税務署へ送付してください。

※申告書は、国税庁HP【www.nta.go.jp】の確定申告書等作成コーナーで作成することができます。

来場時の注意

- ・新型コロナウイルス感染症の感染リスクを軽減するため、入場前に検温を実施し、37.5度以上の発熱がある場合、咳などの風邪の症状がある場合は、入場を控えていただきますようお願いいたします。
- ・発熱等の症状がある方や体調のすぐれない方は、無理をせず、後日あらためてご来場ください。
- ・会場では、マスクを常時着用していただき、来庁時には手指の消毒をお願いします。

税金が戻る方

- ・家屋を住宅借入金等で新築、購入又は増改築等をした場合
- ・多額の医療費を払った場合 など

確定申告が必要な方

- ・給与収入金額が2,000万円を超える方
- ・2箇所以上から給与を受けている方
- ・事業所得、不動産所得などがある方
- ・年末調整をしていない方

要介護認定を受けている方

- ・介護保険法の要介護認定により障害控除の対象となる場合があります。新たに控除を受けるためには認定書を申告会場にお持ちください。
- 担当：保健福祉課介護保険係（32-2000）

申告に持参するもの

- ・印鑑
- ・「確定申告書」又は「確定申告のお知らせ」
- ・収入や経費を証明できる書類（源泉徴収票、収入内訳書）
- ・各控除証明書（生命保険料、地震保険料、国民年金保険料等）
- ・医療費控除の明細書（令和2年中に支払ったもの）
- ・個人番号がわかるもの
- 還付申告：通帳（預金口座がわかるもの）
- 納付申告：口座使用印鑑（新規口座振替をする場合）

以下の誤りにご注意ください

- ◆ 一時所得の申告漏れ・・・生命保険の満期などを確認してください。
- ◆ 医療費控除の計算誤り・・・インフルエンザの予防接種費用など控除の対象にならないものもあります。
- ◆ 配偶者特別控除の適用誤り・・・年末調整から配偶者の所得が変更になった場合など注意してください。

個人番号（マイナンバー）が必要です

- ・確定申告書を提出する際に、申告者ご本人の番号確認や本人確認が必要になります。
- ・控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者などの個人番号も必要になります。（本人確認不要）